

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 後	改 正 前
8 の 6 の 2 - 1 - 2 規則第 8 条の 6 の 2 第 1 項第 2 号に規定する注記については、次の点に留意する。 1 ～ 5 (略) <u>6 規則第 8 条の 6 の 2 第 1 項第 2 号ニに規定する貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法を記載する場合において、金融資産の市場価格がないとき（市場価格を時価とみなせないときを含む。）は、次の点に留意する。</u> <u>(1) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデルにより合理的に算定された価額を時価とした場合には、当該モデルの概要を記載するものとする。</u> <u>(2) 取引所又は店頭における実際の売買事例が極めて少ない金融資産や売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産について、市場価格に代えて(1)に定める価額を時価とした場合には、モデルの概要に加え、価格決定変数及び対象となる金融資産の内訳についても記載するものとする。</u> <u>(3) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成20年内閣府令第50号）附則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により規則第 8 条の 6 の 2 の規定が適用されない場合であっても、(2)に定める金融資産について(1)に定める価額を時価としたときは、規則第 8 条の 5 に規定する追加情報として、モデルの概要、価格決定変数及び対象となる金融資産の内訳を注記するものとする。</u> <u>7 (略)</u>	8 の 6 の 2 - 1 - 2 規則第 8 条の 6 の 2 第 1 項第 2 号に規定する注記については、次の点に留意する。 1 ～ 5 (略) (新設) <u>6 (略)</u>